

保護者 様

行方市教育委員会

「わくわく体験デー」の設定について（通知）

日頃より、本市の教育行政にご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、茨城県教育委員会では、児童生徒の体験的・探究的な学びを推進しており、本年度より「令和6年度ラーケーション（学習と休暇を組み合わせた造語）」を導入いたします。

そこで、本市においても、下記のとおり「わくわく体験デー」を設定してまいります。保護者の皆様におかれましては、保護者等の皆様の休暇に合わせ、児童生徒の体験活動が推進されますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 目的

児童生徒が、校外（家庭や地域）において、体験活動等を企画し、平日に保護等と活動できる機会を確保する。

2 内容

(1) 児童生徒が、保護者等の休暇に合わせて、年間5日以内に限り、保護者の申請によって、児童生徒が登校しなくても欠席とならない日「わくわく体験デー」を設定します。

(2) 「わくわく体験デー」を設定できない日（期間）があります。

【「わくわく体験デー」を設定できない日（例）】

- ・入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式
- ・修学旅行、野外教育活動などの宿泊を伴う学習
- ・体育祭、運動会、文化祭、発表会などの学校行事
- ・定期テスト
- ・職場体験学習
- ・そのほか学校長が定める日

(3) 「わくわく体験デー」において体験活動を行った後は、お家で話し合い、振り返りを行ってください。「わくわく体験デー記録カード」（別紙2）に活動記録を作成してください。学校への提出については任意です。

3 実施時期

令和6年5月より実施いたします。

4 申請方法

・保護者は、原則1週間前までに「わくわく体験デーカード」（別紙1）に必要事項を記入し学校に申請してください。

5 その他

(1) 「わくわく体験デー」の取得は義務ではありません。また、児童生徒が登校しなくても欠席とはなりません。出席簿等における取扱については「出席停止・忌引等」となります。

(2) 「わくわく体験デー」における学習については、欠席や出席停止・忌引き等の場合と同様となります。詳細については各学校へご確認ください。